平成２５年（フ）第３３２号
高知市一宮中町３丁目９番３号　アートハイツ１
債務者　戸田　大介
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６７号
福岡県直方市大字知古800番地１　エクセル・チコⅡ―201号、前住所福岡県直方市新知町４番33号　第２向野ビル301号
債務者　屋所　浩輝
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６９号
福岡県直方市大字上新入1885番地９　ペシュールＡ―201号
債務者　前田　耕平
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２４７号
福岡県久留米市城島町原中牟田314番地１
債務者　澁田サキヱ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２４８号
福岡県久留米市三潴町西牟田4368番地１　ホレストハウスＡ101号、前住所福岡県久留米市三潴町西牟田818番地１
債務者　坂田キクヨ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４５１号
大分県別府市大字南立石2145番地の43
債務者　柚野　幹男
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
鹿児島県奄美市笠利町大字手花部300番地
債務者　橋田　敏郎
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１０６号
鹿児島県薩摩川内市百次町1959番地20
債務者　仮屋　信子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
鹿児島県阿久根市赤瀬川1290番地１
債務者　東園　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
鹿児島県阿久根市赤瀬川4228番地、前住所鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬776番地
債務者　迫　美奈子（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地宮下団地２―31
債務者　佐貫　三郎
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居1020番地３、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町白男川970番地３
債務者　金澤　裕二
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
宮城県角田市横倉字水上63番地１　水上住宅３―303号
債務者　佐藤　善則
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第８２号
岩手県花巻市湯本第14地割37番地
債務者　鈴木　克子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１８７号
秋田市外旭川字鳥谷場133番地　市営住宅９―108号
債務者　松橋　眞弓
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１号
秋田市桜ガ丘３丁目３番地１
債務者　虻川　優子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０７号
埼玉県川越市新宿町６丁目33番地１、前住所埼玉県川越市諏訪町22番地30　メゾン嶋101号室
債務者　山内　清子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部